

別表（第2条関係）

| 評定区分 | | 評定項目 | 評定内容 | 評点 | 最高 評点 |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|---|-----|----------|
| 1 | 構造一般 の程度 | ①基礎 | ア 構造体力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの | 10 | 45 |
| | | | イ 構造体力上主要な部分である基礎が ないもの | 20 | |
| | | ②外壁 | 外壁の構造が粗悪なもの | 25 | |
| 2 | 構造の腐 朽又は破 損の程度 | ③基礎、 土台、柱 又ははり | ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等 小修理を要するもの | 25 | 100 |
| | | | イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又 は破損しているもの、土台又は柱の 数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等 大修理を要するもの | 50 | |
| | | | ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破 損又は変形が著しく崩壊の危険のあ るもの | 100 | |
| | | ④外壁 | ア 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破 損により、下地の露出しているもの | 15 | |
| | | | イ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破 損により、著しく下地の露出してい るもの又は壁体を貫通する穴を生じ ているもの | 25 | |
| | | ⑤屋根 | ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれ があり、雨もりのあるもの | 15 | |
| | | | イ 屋根ぶき材料の著しい剥落があるも の、軒の裏板、たる木等が腐朽した もの又は軒のたれ下がったもの | 25 | |
| | | | ウ 屋根が著しく変形したもの | 50 | |
| | | 3 | 防火上又 は避難上 の構造の 程度 | ⑥外壁 | |
| イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が 3以上あるもの | 20 | | | | |
| ⑦屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | | | 10 | |
| 4 | 排水設備 | ⑧雨水 | 雨樋がないもの | 10 | 10 |

| | | | | | |
|---|--------|-------|--|----|----|
| 5 | 地域への影響 | ⑨地域環境 | ア 外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼすおそれがあるもの | 25 | |
| | | | イ 行政区や近隣住民から市へ空き家の相談が寄せられているもの | 25 | 25 |
| | | | ウ 景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの | 15 | |

備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応じる各評点のうち最も高い点数とする。